

令和3年度等級等ごとの職員の数の公表について（令和3年4月1日現在）

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の3第2項の規定に基づき、給料表ごとに、年度当初（令和3年4月1日現在）における等級等ごとの職員の数について公表します。

1 行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳（左記の職務と同程度の職を含む。）		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 主事の職務 2 主事補の職務	25	9.8%	主事補	5	25	9.8%	主事級
				主事補（保育士）	1			
				主事	14			
				主事（保健師）	2			
				主事（保育士）	3			
2級	主幹の職務	20	7.8%	主幹	14	20	7.8%	主幹級
				主幹（保健師）	2			
				主幹（教諭）	2			
				副主査（再任用短時間）	2			
3級	1 主任の職務 2 高度の知識又は経験を有する主幹の職務	95	37.1%	主任	21	95	37.1%	主任級
				主任（保育士）	1			
				主任（保健師）	1			
				主任（教諭）	2			
				主幹	46			
				主幹（保育士）	1			
				主幹（保健師）	5			
				主幹（教諭）	6			
主査（再任用短時間）	12							
4級	係長の職務	57	22.3%	係長	55	57	22.3%	係長級
				係長（保育士）	1			
				係長（教諭）	1			
5級	課長補佐の職務	20	7.8%	課長補佐	16	20	7.8%	課長補佐級
				保育所長	1			
				教頭	3			
6級	1 課長の職務 2 副参事の職務	29	11.3%	課長	20	29	11.3%	課長級
				副参事	6			
				局長	2			
				次長	1			
7級	1 部長の職務 2 参事の職務	10	3.9%	部長	6	10	3.9%	部長級
				会計管理者	1			
				参事	2			
				議会事務局長	1			
合計		256	100%		256	256	100%	

2 消防職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳（左記の職務）		職制上の段階		段階
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	
1級	1 消防士の職務	14	22.6%	消防士	14	14	22.6%	消防士級
2級	1 消防士長の職務 2 消防副士長の職務	6	9.7%	消防士長	3	6	9.7%	消防士長級
				消防副士長	3			
3級	1 主任の職務 2 消防司令補の職務	5	8.1%	主任	4	5	8.1%	主任級
				消防司令補	1			
4級	1 係長の職務 2 高度の知識又は経験を有する消防司令補の職務	21	33.8%	係長	16	21	33.8%	係長級
				主任	5			
5級	1 課長補佐、次席及び主査の職務	9	14.5%	課長補佐	3	9	14.5%	課長補佐級
				次席	2			
				主査	4			
6級	1 課長、署長及び副参事の職務	5	8.1%	課長	3	5	8.1%	課長級
				署長	1			
				副参事	1			
7級	1 消防長の職務 2 消防次長の職務	2	3.2%	消防長	1	2	3.2%	部長級
				消防次長	1			
合計		62	100%		62	62	100%	

3 技能労務職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳（左記の職務）		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 一般技能職員の職務 2 一般の労務職員の職務	0	0%	—	0	0	0%	—
2級	1 技能又は経験を有する技能職員の職務 2 技能又は経験を有する労務職員の職務	0	0%	—	0	0	0%	—
3級	1 相当の技能又は経験を有する技能職員の職務 2 相当の技能又は経験を有する労務職員の職務	0	0%	—	0	0	0%	—
4級	1 高度の技能又は経験を有する技能職員の職務 2 高度の技能又は経験を有する労務職員の職務	10	100%	調理手	5	10	100%	—
				事務補	2			
				作業管理員	3			
5級	1 極めて高度の技能又は経験を有する技能職員の職務 2 極めて高度の技能又は経験を有する労務職員の職務	0	0%	—	0	0	0%	—
合計		10	100%		10	10	100%	

※ 等級別、職制上の段階ごとに給料が決定されていない職員（特別職、臨時職員等）を除きます。割合は小数点第2位を四捨五入。